

こども・若者の権利条例（案）

前 文

この条例は、こども・若者の声に耳を傾け、地域全体で守り育てるという本市の決意を示すものであり、関係機関及び市民と協働して、具体的な施策を着実に実行するための基本的な枠組みを定めるものである。こども・若者が個性と多様性を尊重され、安全で安心して成長・学び・挑戦できるまちをめざし、こども・若者の権利を保障するとともに、その意見を政策に反映し、生活基盤と居場所を確保することを目的とする。こども・若者は、未来の主人公であると同時に地域の一員であり、その声はまちづくりの原動力である。中学生、高校生、大学生が対話やアンケートで繰り返し訴えた「まず生きることが保証されてほしい」という切実な願い、「いじめや差別があると自由に意見を言えない」という実感、「インターネット時代におけるプライバシーや情報の安心」、「遊べる場や挑戦できる機会の保障」、「大人とこどもが一緒になって取り組む地域づくり」等の声を重く受け止める。

本市は、豊かな自然・伝統文化の継承と郷土愛、多様性を尊重する精神に立ち、こども・若者の権利を実効的に保障するとともに、その意見を政策に反映し、こども・若者と共にまちづくりを着実に実行することをここに宣言する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本条例は、こども・若者がその人格と人権を尊重され、生命・身体の安全、健康、教育及び社会参加の権利を保障し、安心して成長し挑戦できる地域社会の実現を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 こども・若者 この条例において「こども・若者」とは、本市内に居住する満23歳未満の者及び市が別に定める若年層をいう。

二 保護者 こどもの養育又は監護を行う者をいう。

三 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、学習支援施設、児童発達支援事業所その他こどもの育ち・学び・生活を支える施設をいう。

四 ワンストップ相談窓口 本市が設置する、いじめ、虐待、差別、SNS被害、相談、通報等を一元的に受け付ける窓口をいう。

五 こども・若者会議 こども・若者の参加と意見表明のために設ける常設の協議機関

をいう。

六 その他 本条例の施行に必要な用語は市長が定める。

第2章 こどもの権利の保障

(特に大切なこどもの権利)

第3条 こども・若者は、特に次に掲げる権利を有することを確認する。

- 一 生きる権利（生命及び生活の基盤としての衣食住、医療並びに安全の保障）
- 二 育ち・学びの権利（教育を受け、発達を促される権利）
- 三 安全・安心に暮らす権利（いじめ、虐待、差別、搾取からの保護）
- 四 意見表明及び参加の権利（意思を表明し政策決定に参加する権利）
- 五 プライバシー及び情報の権利（個人情報の保護及び正確な情報にアクセスし評価する能力を培う権利）
- 六 平等の権利（機会均等及び差別の禁止）

第3章 こどもの権利を保障するための役割

(こどもの役割)

第4条 こども・若者は、自ら学び自己の責任を自覚するとともに、他者の権利を尊重し、地域社会の一員として協力し貢献するよう努めるものとする。

(市の責務)

第5条 市は、こども・若者の権利を尊重し、これを保障するため、関係部局が連携して計画的かつ総合的な施策を推進するとともに、必要な財源及び人材を確保する責務を負う。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、こども・若者の最善の利益を最優先に考え、愛情をもって養育し、適切な保護及び支援を行う責務を有する。

(市民の役割)

第7条 市民は、こども・若者の権利を尊重し、差別や偏見を助長しないよう努めるとともに、見守りや地域での支援に協力するものとする。

(育ち学ぶ施設の役割)

第8条 育ち学ぶ施設は、こども・若者の個別のニーズに配慮し、安全で安定した環境の下で教育及び支援を行うとともに、差別・いじめ等の予防及び発生時の迅速な対応に努めるものとする。

第4章 こどもを支える人々への支援

（保護者への支援）

第9条 市は、保護者がその養育の責務を果たすことができるよう、子育て支援、相談、就労支援等の施策を講じ、必要な情報を提供するものとする。

（育ち学ぶ施設への支援）

第10条 市は、育ち学ぶ施設が質の高い保育・教育・支援を提供できるよう、人的資源の育成、研修、財政支援、設備整備等の支援を行うものとする。

（市民活動への支援）

第11条 市は、地域の市民団体、NPO、ボランティア等のこども・若者支援活動に対して情報提供、助成及び連携支援を行うものとする。

第5章 こどもの権利を保障するための施策の推進

（こどもの居場所）

第12条 市は、幅広い市民の参画を得て、すべてのこども・若者が安全に過ごせる居場所を確保するため、暑さ対策を講じた屋内外における居場所、自習・学習スペース等の整備を推進するとともに、利用に係る経済的負担を軽減する支援に努めるものとする。

（療育・発達支援等）

第13条 市は、発達に関する困難を抱えるこども・若者に対し、就学相談や指導の充実に努め、それぞれの状況に応じた適切な教育・保育体制を提供するものとする。

（学びの機会）

第14条 （学びの確保）

1 市は、すべてのこども・若者が多様な学びの機会を等しく享受できるよう、学校教育に加え、学習支援、文化・芸術・スポーツ等の体験学習、生活力や社会参画に資する教育及び挑戦の機会を充実させるものとする。

2 市は、学びの内容と機会が地域や個々の状況に応じて多様に提供されるよう、学校、地域委員会、大学、市民活動団体等と連携して施策を推進するものとする。

（こども・若者に関わる相談）

第15条 市は、いじめ、虐待、差別、搾取、SNS被害その他こども・若者に関わる相談及び通報を一元的に受け付けるワンストップ相談窓口を設置し、匿名通報が可能な体制、迅速な初期対応及び関係機関との連携による継続支援を行うものとする。

(こどもの意見表明)

第16条 こども・若者が安心して意見を表明できるよう、市は匿名提出制度、被害防止措置、意見表明支援（ファシリテーション等）の実施、及び意見提出手続の周知を行うものとする。

(こども・若者の参加)

第17条 (こども・若者議会)

1 市は、こども・若者の参加を保障するため、こども・若者議会を設置し、当該議会で提出された意見及び提案に対し、市長その他の行政機関は、理由を付して回答するとともに、当該意見及び提案を行政の施策の検討に反映するよう努めるものとする。

2 市は、学校及び地域の参画の場においても、同様の意見表明の機会とフィードバックを行い、議会等で示された提案のうち、実施可能なものについては施策へ反映するものとする。

(市民との協働)

第18条 市は、こども・若者の権利を保障するため、市民、NPO、事業者等と協働し、施策の企画、実施及び評価を行うものとする。

(大人の役割及び新たな関わり方)

第19条 (大人の役割と関わり方の基本)

1 大人（保護者、市職員、教職員、市民、事業者及び地域の関係者を含む。）は、こども・若者の権利を尊重し、こども・若者の主体性を最も大切にした新たな関わり方を実践するよう努めるものとする。

2 大人は、こども・若者が安心して意見を表明し活動できる環境をつくるために、次に掲げる取組を行うものとする。

一 こども・若者の意見や選択を尊重し、その主体性に基づく意思決定を支援すること。

二 こども・若者への対応に当たっては、年齢・発達段階・個別の背景に応じた配慮を行うこと。

三 こども・若者に対し説明責任を果たし（意見の扱いについて理由を示す等）、不利益取扱いや報復を行わないこと。

四 差別、偏見、固定化されたイメージや思い込みに基づく取扱いを行わないこと。

3 市は、大人が前項の取組を実行できるよう、研修、情報提供、相談支援及び支援制度の整備を行うものとする。

(大人によるふれあいの確保)

第20条 （ふれあいの時間の確保）

- 1 市は、保護者、教職員、地域の大人等がこども・若者とふれあう機会を持てるよう、勤務時間・活動時間の調整、地域活動支援、ボランティア制度等の環境整備を推進するものとする。
- 2 事業者及び教育機関は、その事業運営に当たり、こども・若者と交流する機会の創出や支援を行うよう努めるものとする。

（こども・若者の主体性の尊重）

第21条 （主体性の尊重）

- 1 大人は、こども・若者の意見を聴くにとどまらず、意思形成の過程に参加できるよう支援し、自己決定を尊重する方式を採るものとする。
- 2 市は、意思決定参加のための支援（情報提供、専門的支援、ファシリテーション、匿名参加手段等）を提供するものとする。

第6章 こどもの安全・安心の確保

（こどもの安全・安心を守るための施策の推進）

第22条 市は、通学路の安全対策、夜間の街灯設置、遊び場・公園の整備、スポーツ・体験施設の整備、公共交通の利便性向上及びユニバーサルデザインの推進等により、こども・若者が安全に移動し、遊び学べる環境の整備を推進するものとする。

（不適切な関わり並びに暴力、虐待及び体罰の防止）

第23条 市は、こども・若者に対する不適切な関わり、暴力、虐待、体罰及び搾取を防止するため、予防教育、通報・調査・救済体制、被害者保護措置（匿名通報、心理的支援等）及び再発防止措置を整備し、その実施状況を公表するものとする。

（育ち学ぶ施設における体制整備）

第24条 市は、学校その他育ち学ぶ施設においてスクールカウンセラー等の専門職の配置、教職員に対する定期的な研修（差別防止、ファシリテーション、デジタルリテラシー等）、及び第三者による調査・検証の導入を促進するものとする。

（いじめの防止と発生時の対応）

第25条 市は、いじめの未然防止のための教育を推進するとともに、いじめが発生した場合には迅速かつ公正な調査を行い、被害者に対する支援及び再発防止のための措置を講ずるものとする。

（地域安全対策）

第26条 市は、子どもの安全を守るために、地域における見守り活動、通学路点検、危険箇所の早期改修、災害時の避難支援等の取組を推進するものとする。

(デジタル時代における権利保護)

第27条 市は、デジタル環境におけるこども・若者のプライバシー保護、SNS被害への対応、誤情報対策及びメディアリテラシー教育を推進し、相談窓口及び通報ルートの整備を行うものとする。

(こども・若者が安心・安全な暮らしの確保)

第28条 (誰一人取り残さない取組)

1 市は、すべてのこども・若者がその出自、障がい、経済状況、国籍、性自認、性的指向等の如何を問わず平等に権利を享有できるよう、取り残しをなくすための施策を講じるものとする。

2 市は、貧困、孤立、居場所不足、言語や文化的障壁等により支援へ到達しにくいこども・若者を発見し支援するために、アウトリーチ、地域ネットワーク、学校・医療・福祉機関との連携等の取組を推進するものとする。

第29条 (虐待・体罰・いじめ・搾取・貧困の防止)

1 市は、虐待、体罰、いじめ、性的搾取及び労働搾取等を防止するため、予防教育、早期発見の体制、確実な通報・調査・救済の仕組み及び被害者支援を推進するものとする。

2 市は、貧困がこどもの権利を侵害する要因であることを認識し、給付、学習支援、居場所の無償提供など経済的障害を軽減するための施策を講ずるものとする。

3 市は、必要に応じて関係機関と連携して迅速に保護措置を講じるとともに、長期的な再発防止計画を策定するものとする。

(実施支援)

第30条 (大人への研修・支援)

1 市は、保護者、教職員、市職員、事業者及び地域の関係者を対象に、こども・若者の発達や権利、ファシリテーション、デジタルリテラシー、差別防止等に関する定期的な研修及び支援プログラムを実施するものとする。

2 研修等の実施にあたっては、こども・若者自身の参画を促し、当事者の視点を反映した内容とするよう努めるものとする。

第7章 施策の評価

(評価・検証)

第31条 市は、本条例に基づく施策について、目標指標を定め、定期的に評価・検証を行い、その結果を公表するとともに、当事者である子ども・若者が評価に参加する機会を確保し、評価結果に基づき施策の改善を図るものとする。

(普及啓発)

第32条 市は、市民、保護者、教育関係者等に対し、子ども・若者の権利に関する普及啓発及び研修を行い、権利意識の醸成に努めるものとする。

第8章 子どもの権利擁護

(子どもの権利擁護委員会の設置)

第33条 市は、子ども・若者の権利を擁護し、施策の企画・評価、相談対応及び第三者調査の助言等を行うため、子どもの権利擁護委員会を設置するものとする。委員会の組織、権限及び運営に関する事項は別に定める。

附 則

本条例は、公布の日から施行する。ただし、施行に際して必要な準備期間は別に定めることができる。